

いじめ防止基本方針



平成26年 3 月

北川村立北川小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
第2 いじめの定義	2
第3 いじめの理解	4
第4 学校におけるいじめの防止等のための組織	4
(1) 組織の役割	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織運営上の留意点	
第5 いじめ防止のための取組	5
(1) 学校づくり・授業づくり	
(2) 集団づくり・児童生徒理解	
(3) 生徒指導	
(4) 教職員の資質指導力の向上	
第6 いじめの早期発見・対応等	6
(1) いじめの発見	
(2) いじめの対応	
(3) 重大事態以外の発生の報告	
第7 P T Aや関係団体等との連携について	9
(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進	
(2) 地域とともにある学校づくり	
第8 重大事態への対処に関する事項	9
第9 その他留意事項	12
資料 年間指導計画	13
学校生活アンケート	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、最も身近で深刻な人権侵害である。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条に基づき、児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、学校・北川村・地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「北川村立北川小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題になっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

このようないじめの背景には、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を容認したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、子どもたち一人一人が「夢」や「志」をもち、自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりや、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを学校自ら、主体的に進めなければならない。

このような基本理念の下、いじめ問題の克服に向けて、学校・村・地域・家庭その他の関係者が連携しながら、それぞれが主体的・積極的に取り組み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の様態等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意か

ら行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

《具体的ないじめの態様（例）》

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 身体の動作について不快なことを言われる
 - ・ 存在を否定される
 - ・ 嫌なあだ名を付けられ、しつこく呼ばれる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・ 遊びやチームに入れない
 - ・ 席を離される
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる
 - ・ 殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てたりされる
 - ・ 脅され、お金を取られる
 - ・ 靴に画鋸やガムを入れられる
 - ・ 写真や鞄、靴等を傷つけられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 万引きやかつあげを強要される
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 教師や大人に暴言を吐かせられる
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第3 いじめの理解

児童等は、いじめを行ってはならない。《法第4条》

いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。いじめには、様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第4 学校におけるいじめの防止等のための組織

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（1）組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割

- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などが考えられる。また、当該組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処が上手くいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

(2) 組織の構成員

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の実情に応じ、複数の教職員、外部専門家等（例えば、心理、福祉等の専門的知識を有する者、警察関係職員その他の関係者等）により構成される組織を置くものとする。

なお、日ごろから、いじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている校内委員会を活用することも、法の趣旨に合致するところである。

また、個々のケースに応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求める。

(3) 組織運営上の留意点

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、お互いに学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通じ合う教職員の学校づくりを推進することが必要である。

第5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・授業づくり

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防法、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(2) 集団づくり・児童生徒理解

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、子どもたちを成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声がけが、「認められた」という自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化していくと思われる。

(3) 生徒指導

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、ともに笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要となる。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(4) 教職員の資質指導力の向上

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己存在感や充実感を与えられることになり、いじめの発生を抑え、未然防止にもつながることを自覚しておかなければならない。

第6 いじめの早期発見・対応等

(1) いじめの発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

《早期発見の留意点》

- ① 子どもたちの立場に立つ。
- ② 子どもたちを共感的に理解する。

- ③ いじめは大人の見えないところで行われている。
- ④ いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ⑤ ネット上のいじめは最も見えにくい

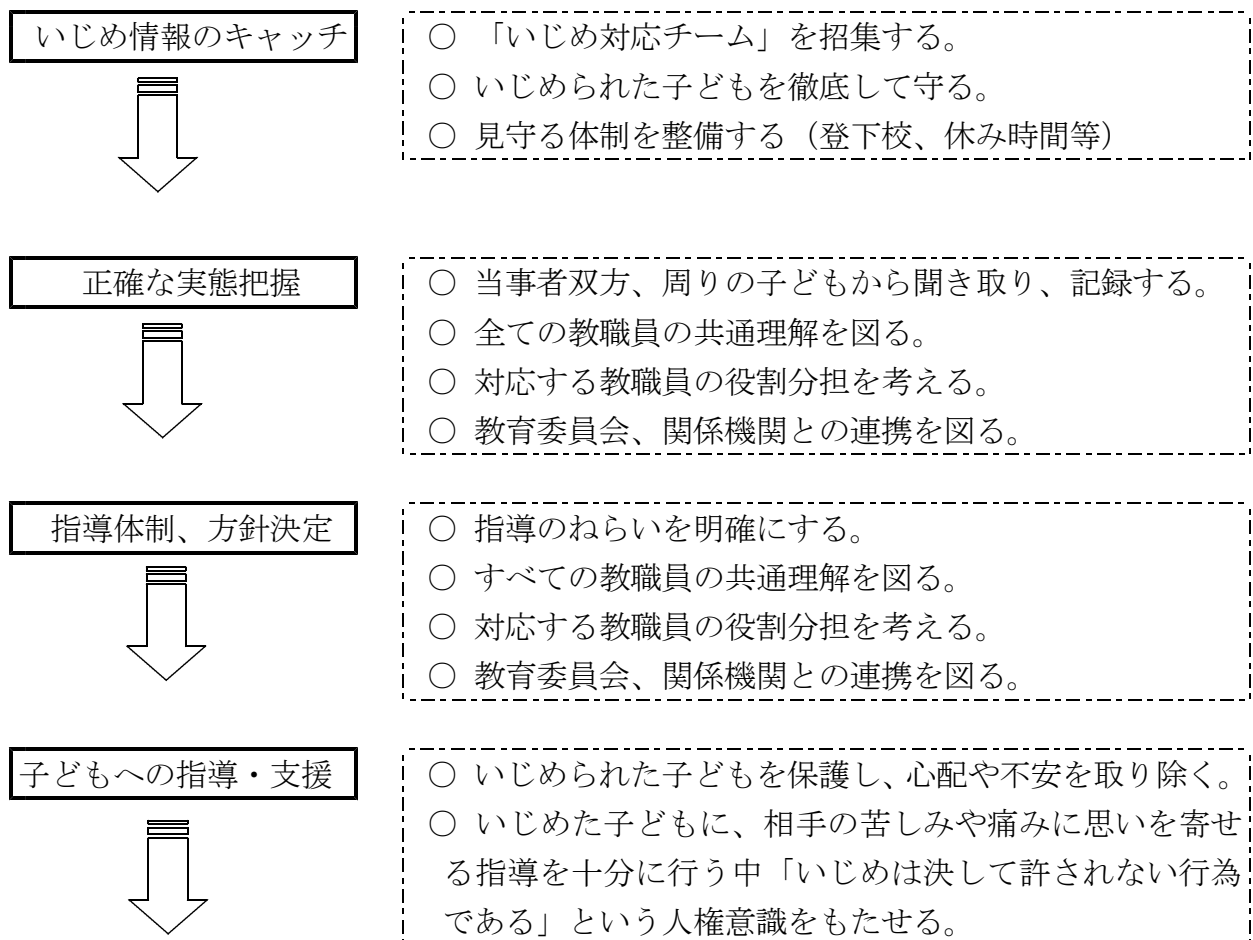
《早期発見の手立て》

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 日々の観察 | 子どもがいるところは、教職員がいる |
| ② 観察の視点 | 集団をよく見る視点が必要である |
| ③ 生活ノート | コメントのやりとりから信頼関係を築く |
| ④ 教育相談 | 気軽に相談できる雰囲気をつくる |
| ⑤ いじめ実態調査アンケート | アンケートは実施時の配慮が必要である |

(2) いじめの対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもへの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

《いじめ対応の基本的な流れ》



保護者との連携



今後の対応

- 直接会って、具体的な対策を話す。
 - 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
-
- 継続的に指導や支援を行う。
 - カウンセリング等の活用も含め心のケアにあたる。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

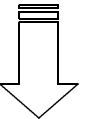
(3) 重大事態以外の発生の報告

(いじめに対する措置)

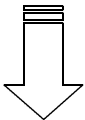
第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

学校



設置者
(北川村教育委員会)



県教育委員会

- 通報を受けた場合
 - 在籍児童生徒がいじめを受けていると思われる場合
 - ◎ 事実の有無の確認、事実確認の結果の報告。緊急性のないものについては、定期的な報告の場合もある
-
- 国の問題行動調査等で報告

第7 PTAや関係団体等との連携について

(1) PTAや地域の関係団体との連携促進

学校だけでは解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換等の連携を大切に進めておく。

いじめた児童のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、福祉事務所、民生委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

(2) 地域とともにある学校づくり

PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議をする機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく。また、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を知らせ、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

第8 重大事態への対処に関する事項

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

《重大事態の意味》

法第28条でいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが考えられる。

同第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合、教育委員会を通じて、村長へ事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨等

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに殊更にとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該児童生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

(3) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直

接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態に係る調査において、学校が調査の主体となる場合、迅速性の観点から、法第22条に基づき学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織を構成する場合もある。

（４）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。
- いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- 教育委員会が、事案の重大性を踏まえて、より積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応にあたる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保

護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

(7) 調査結果の提供及び報告

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）等について説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、村長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

第9 その他留意事項

当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針等の見直しを検討し、必要があると認められる場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、学校基本方針について、ホームページ等で公表する。

資料

《年間指導計画》

	職員会 校内研修等	未然防止に 向けた取組	早期発見に 向けた取組	備考 (主な学校行事)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（基本方針の周知） ○いじめの防止等の対策のための委員会（いじめ対策チーム） ○PTA総会・参観日（学校基本方針の説明及び協力の要請等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○オリエンテーションでのいじめに関する講話 ○学校通信・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） ○小中との情報交換会・生徒理解 ○全校集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問 ○個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学式 ○始業式、対面式 ○遠足 ○地震津波避難訓練
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○開かれた学校づくり推進委員会 ○職員会議（いじめに関する情報共有等） ○いじめ防止の対策のための委員会（いじめ対策チーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校通信・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） ○小中との情報交換会・生徒理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○Q-Uアンケート ○スクールカウンセラーとの個別面接 ○スクールカウンセラーによるカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室 ○救命救急講座 ○慎太郎マラソン
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会（いじめ対策チーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○Q-Uアンケートの分析 ○スクールカウンセラーとの個別面接 ○スクールカウンセラーによるカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯・非行防止教室 ○地震津波避難訓練
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会（いじめ対策チーム） ○スクールカウンセラーによる校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○三者面談（担任・生徒・保護者） ○巡回教育相談 ○スクールカウンセラーによるカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○選業会 ○校内水泳記録会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに関する校内研修 ○スクールカウンセラーによる校内研修 		<ul style="list-style-type: none"> ○Q-Uアンケート校内研修（分析結果から生徒理解） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会（いじめ対策チーム） 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行（いじめ防止・仲間づくり等に関する広報等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○スクールカウンセラーによるカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式 ○小中合同体育大会

	職員会 校内研修等	未然防止に 向けた取組	早期発見に 向けた取組	備考 (主な学校行事)
10 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委 員会（いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等）	○学校生活アンケート ○スクールカウンセラーによる カウンセリング	○修学旅行 ○村民運動会 ○中岡迂山全国書展
11 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会 （いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等）	○Q-Uアンケート ○スクールカウンセラーによるカウ ンセリング	○文化祭 ○火災避難訓練 ○持久走大会
12 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会 （いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等）	○三者面談（担任・生徒・保護者） ○Q-Uアンケートの分析 ○スクールカウンセラーによるカウ ンセリング	○村連協美化活動
1 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会 （いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等）	○Q-Uアンケート校内研修 （分析結果から生徒理解） ○巡回教育相談 ○スクールカウンセラーによるカウ ンセリング	○中学校体験入学
2 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委 員会（いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等） ○小中情報交換会・生徒理解	○スクールカウンセラーによる カウンセリング	○保育体験入学
3 月	○職員会議（情報の共有） ○いじめ防止の対策のための委員会 （いじめ対策チーム）	○全校集会 ○学校通信・学級通信の発行 （いじめ防止・仲間づくり等に関 する広報等）	○三者面談（担任・生徒・保護者） ○スクールカウンセラーによるカウ ンセリング	○お別れ遠足 ○卒業式 ○教育相談 ○修了式 ○離任式

《学校生活アンケート》

実施日 年 月 日

このアンケートは、みなさんの学校生活を安全で楽しくするためのものです。あとの質問に正直に答えてください。

学 年		組	
-----	--	---	--

問1 次の（１）～（４）の問題について、あなたの今の気持ちを答えてください。

「当てはまる」「だいたい当てはまる」「あまり当てはまらない」「当てはまらない」の中から一番近いと思うものを1つ選んで、（ ）に○をつけてください。

（１）学校が楽しい

当てはまる（ ） だいたい当てはまる（ ） あまり当てはまらない（ ） 当てはまらない（ ）

（２）みんなでなにかをするのは楽しい

当てはまる（ ） だいたい当てはまる（ ） あまり当てはまらない（ ） 当てはまらない（ ）

（３）勉強がわかる

当てはまる（ ） だいたい当てはまる（ ） あまり当てはまらない（ ） 当てはまらない（ ）

（４）学校の先生は話を聞いてくれる

当てはまる（ ） だいたい当てはまる（ ） あまり当てはまらない（ ） 当てはまらない（ ）

問2 今年の〇月から今日までに、あなたが、まわりの人からされたことがあるすべての（ ）に○をつけてください。

⑥と⑧の場合は、実際にされたことを具体的に [] に書いてください。

①（ ） 嫌なこと（冷やかし、からかい）や悪口をいわれた。

②（ ） グループや集団から仲間はずれにされたり、無視された。

③（ ） ものを隠されたり、汚されたりした。

④（ ） ぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。

⑤（ ） お金やものをとられたり、壊されたりした。

⑥（ ） 嫌なことや危ないこと、恥ずかしいことを無理やりさせられた。

[]

⑦（ ） パソコンやケータイ電話で、メールやインターネットの掲示板などに悪口を書かれるなど嫌なことをされた。

⑧（ ） その他 []

⑨（ ） ①～⑧のようなことは、されなかった。

問3 問2で①～⑧に○をつけた人は答えてください。誰からそういうことをされましたか。当てはまるすべての()に○をつけてください。

その他の場合は、[]に具体的に書いてください。

- ① () 同級生 ② () 上級生 ③ () 下級生
④ () 先生 ⑤ () 家族 ⑥ その他 []

問4ーア 今年の〇月から今日までに、あなた以外のクラスの人や学校の人の中で、まわりの人から嫌なことをされている人はいますか。

- ① いる () ② いない ()

問4ーイ ①と答えた人は、どんなことをされているか書いてください。

問5ーア 心を傷つけられたり、たたかれたりして「いやだ」とか「こわい」などと感じている人は答えてください。そのことを学校の先生たちに相談したいですか。

- ① はい () ② いいえ ()

①と答えた人は、[]に自分の名前を記入してください。周りの人に分からないようにして話を聞きます。 []

問5ーイ ①と答えた人は、誰に相談したいですか。()に○をつけてください。

- ① () 担任の先生
② () 保健室の先生
③ () 担任・保健室以外の先生 先生の名前を書いてください []
④ () 校長先生や教頭先生
⑤ () スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

問6 あなたは、学校が今以上に、安全で楽しい学校になるためにクラスや学校でどんなことをしたらよいと思いますか。自由に書いてください。